

第 6 7 7 号 平成22年 9月10日 発行	天理市公報	発行 天 理 市 編集 総務部総務課
-----------------------------	-------	-----------------------

目 次

条 例	番 号	頁 数	告 示	番 号	頁 数
・天理市学童保育条例の一部を改正する条例	28	2	・自転車等駐車場における放置自転車等の保管について	262	11
			・自動車臨時運行許可番号の失効について	263	12
規 則	番 号	頁 数	・放置自転車等の保管について	264	12
・天理市事務分掌規則の一部を改正する規則	26	2	・放置自転車等の保管について	265	12
			・放置自転車等の保管について	266	13
訓 令	番 号	頁 数	公 告	番 号	頁 数
・天理市事務処理規程の一部改正	10	2	・国土調査による地図及び簿冊の作成公告	29	13
告 示	番 号	頁 数	・国土調査による地図及び簿冊の作成公告	30	14
・放置自転車等の保管について	236	2	教育委員会	番 号	頁 数
・放置自転車等の保管について	237	3	・定例教育委員会の招集について	11	14
・放置自転車等の保管について	238	3	農業委員会	番 号	頁 数
・放置自転車等の保管について	239	3	・農業委員会の招集について	9	14
・放置自転車等の保管について	240	4	選挙管理委員会	番 号	頁 数
・放置自転車等の保管について	241	4	・選挙人名簿及び在外選挙人名簿に登録をした者の氏名を記載した書面の縦覧場所について	19	14
・公示送達について	242	5	・選挙権を有する者の直接請求に必要な選挙人の数について	20	15
・公示送達について	243	5	公営企業	番 号	頁 数
・放置自転車等の保管について	244	5	・天理市水道水源保護条例施行規程の一部改正について	30	15
・放置自転車等の保管について	245	5	・天理市上下水道局職員就業規則の一部改正について	31	15
・放置自転車等の保管について	246	6	・天理市指定給水装置工事事業者の指定について	14	18
・放置自転車等の保管について	247	6	・一般競争入札について	5	18
・公示送達について	248	7			
・放置自転車等の保管について	249	7			
・放置自転車等の保管について	250	7			
・放置自転車等の保管について	251	8			
・放置自転車等の保管について	252	8			
・放置自転車等の保管について	253	8			
・放置自転車等の保管について	254	9			
・放置自転車等の保管について	255	9			
・放置自転車等の保管について	256	9			
・放置自転車等の保管について	257	10			
・平成22年第3回天理市議会定例会の招集について	258	10			
・放置自転車等の保管について	259	10			
・公示送達について	260	11			
・放置自転車等の保管について	261	11			

条 例

(平成22年 8月23日掲示済)

天理市学童保育条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成22年 8月23日

天理市長 南 佳 策

天理市条例第28号

天理市学童保育条例の一部を改正する条例
天理市学童保育条例(平成15年 3月天理市条例第9号)の一部を次のように改正する。
第2条の表中「天理市東井戸堂町372番地1」を「天理市西井戸堂町399番地3」に改める。
附 則
この条例は、公布の日から施行する。

規 則

(平成22年 9月 1日掲示済)

天理市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成22年 9月 1日

天理市長 南 佳 策

天理市規則第26号

天理市事務分掌規則の一部を改正する規則
天理市事務分掌規則(平成 9年 3月天理市規則第4号)の一部を次のように改正する。
第34条の見出し並びに同条第1項及び第3項中「参事」の次に「並びに危機管理監及び防災監」を加える。
附 則
この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

天理市訓令甲第10号

天理市事務処理規程(昭和40年 1月天理市訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。
平成22年 9月 1日

天理市長 南 佳 策

別表第1出張の項及び休暇の項中「課長」の次に「並びに所属危機管理監及び防災監」を加える。
附 則
この規程は、平成22年 9月 1日から施行する。

告 示

(平成22年 8月 6日掲示済)

天理市告示第236号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。
平成22年 8月 6日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成22年 8月 6日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
(1) 返還期間
平成22年 8月 6日から平成22年10月 4日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

- (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- 6 返還時に必要なもの
 - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの(運転免許証・学生証・保険証等)
 - (2) 移動・保管費用(1台につき)
 - ア 移動費 2,000円
 - イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)
- 7 連絡先
 - 天理市自転車等保管施設 電話0743 62 7778
 - 天理市総務部地域安全課 電話0743 63 1001

(平成22年 8月 9日 掲示済)

天理市告示第237号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年 8月 9日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成22年 8月 9日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成22年 8月 9日から平成22年10月 7日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成22年 8月 9日 掲示済)

天理市告示第238号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年 8月 9日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成22年 8月 9日
 - 3 移動対象区域
天理市田井庄町557番地3先放置禁止区域外
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成22年 8月 9日から平成22年10月 7日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成22年 8月 9日 掲示済)

天理市告示第239号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第13条第2項及び第3項

の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年 8月 9日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成22年 8月 9日
 - 3 移動対象区域
天理市川原城町728番地先放置禁止区域外
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成22年 8月 9日から平成22年10月 7日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前 9時から午後 6時まで
- (以下 略)

(平成22年 8月10日掲示済)

天理市告示第240号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年 8月10日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成22年 8月10日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成22年 8月10日から平成22年10月 8日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前 9時から午後 6時まで
- (以下 略)

(平成22年 8月11日掲示済)

天理市告示第241号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年 8月11日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成22年 8月11日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 略
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成22年 8月11日から平成22年10月 9日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法

律第178号)に規定する休日を除く。)

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成22年 8月12日揭示済)

天理市告示第242号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、介護保険法(平成9年法律第123号)第143条の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成22年 8月12日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 介護保険法第143条の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

(平成22年 8月12日揭示済)

天理市告示第243号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び天理市税賦課徴収条例(昭和29年7月天理市条例第30号)第18条の規定により、次のとおり公示送達をする。なお、この公示送達に係る書類は、本市税務課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成22年 8月12日

天理市長 南 佳 策

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 地方税法第20条の2の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成22年 8月12日揭示済)

天理市告示第244号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年 8月12日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成22年 8月12日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成22年 8月12日から平成22年10月10日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成22年 8月13日揭示済)

天理市告示第245号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年 8月13日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成22年 8月13日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成22年 8月13日から平成22年10月11日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成22年 8月16日揭示済)

天理市告示第246号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年 8月16日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成22年 8月16日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成22年 8月16日から平成22年10月14日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成22年 8月16日揭示済)

天理市告示第247号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年 8月16日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日
平成22年 8月16日
- 3 移動対象区域
天理市三島町416番地先放置禁止区域外
- 4 略
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成22年 8月16日から平成22年10月14日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間

午前9時から午後6時まで
(以下 略)

(平成22年 8月17日掲示済)

天理市告示第248号

公示送達について

平成22年度納税通知書(固定資産税・都市計画税)を郵送したが、その郵送を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び天理市税賦課徴収条例(昭和29年7月天理市条例第30号)第18条の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は本市税務課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があれば、いつでも交付する。

平成22年 8月17日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 地方税法第20条の2の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに送達があったものとみなす。

(平成22年 8月17日掲示済)

天理市告示第249号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年 8月17日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成22年 8月17日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成22年 8月17日から平成22年10月15日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成22年 8月18日掲示済)

天理市告示第250号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年 8月18日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成22年 8月18日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成22年 8月18日から平成22年10月16日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで
(以下 略)

(平成22年 8月19日 掲示済)

天理市告示第251号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年 8月19日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成22年 8月19日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成22年 8月19日から平成22年10月17日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成22年 8月20日 掲示済)

天理市告示第252号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年 8月20日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成22年 8月20日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成22年 8月20日から平成22年10月18日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成22年 8月23日 掲示済)

天理市告示第253号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年 8月23日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成22年 8月23日
- 3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成22年 8月23日から平成22年10月21日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成22年 8月24日揭示済)

天理市告示第254号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年 8月24日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成22年 8月24日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成22年 8月24日から平成22年10月22日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成22年 8月25日揭示済)

天理市告示第255号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年 8月25日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成22年 8月25日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成22年 8月25日から平成22年10月23日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成22年 8月26日揭示済)

天理市告示第256号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年 8月26日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成22年 8月26日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成22年 8月26日から平成22年10月24日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成22年 8月27日揭示済)

天理市告示第257号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年 8月27日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成22年 8月27日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成22年 8月27日から平成22年10月25日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成22年 8月30日揭示済)

天理市告示第258号

平成22年第3回天理市議会定例会を、次のとおり招集する。

平成22年 8月30日

天理市長 南 佳 策

記

- 1 期 日 平成22年 9月 6日
- 2 場 所 天理市役所議事場

(平成22年 8月30日揭示済)

天理市告示第259号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年 8月30日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成22年 8月30日

- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成22年 8月30日から平成22年10月28日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- （以下 略）

（平成22年 8月30日揭示済）

天理市告示第260号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成22年 8月30日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意） 介護保険法第143条の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

（平成22年 8月31日揭示済）

天理市告示第261号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年 8月31日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成22年 8月31日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成22年 8月31日から平成22年10月29日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- （以下 略）

（平成22年 8月31日揭示済）

天理市告示第262号

天理市自転車等駐車場条例（平成13年 9月天理市条例第31号）第13条第1項の規定により、有効期限を過ぎて放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条第2項の規定により告示する。

平成22年 8月31日

天理市長 南 佳 策

- 1 撤去理由
自転車等駐車場内に有効期限を過ぎて放置されていたため。
- 2 撤去日
平成22年 8月31日
- 3 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間

平成22年 8月31日から平成23年 2月28日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後5時まで

4 返還時に必要なもの

- (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）
- (2) 延滞期間に応じた駐車料金

5 連絡先

天理市開発公社 電話 0743 63 7210
天理市総務部地域安全課 電話 0743 63 1001

(平成22年 9月 1日 掲示済)

天理市告示第263号

次の自動車臨時運行許可番号は、失効したので告示する。

平成22年 9月 1日

天理市長 南 佳 策

記

自動車臨時運行許可番号標番号	失効年月日	失効理由	備考
奈22 01	平成22年 8月30日	紛失	

(平成22年 9月 1日 掲示済)

天理市告示第264号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年 9月 1日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成22年 9月 1日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成22年 9月 1日から平成22年10月30日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成22年 9月 2日 掲示済)

天理市告示第265号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年 9月 2日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成22年 9月 2日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

- (1) 返還期間
平成22年 9月 2 日から平成22年10月31日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
- (2) 返還時間
午前 9 時から午後 6 時まで
- (以下 略)

(平成22年 9月 3日 揭示済)

天理市告示第266号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年 9月 3日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成22年 9月 3日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成22年 9月 3日から平成22年11月 1日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前 9 時から午後 6 時まで
- (以下 略)

公 告

(平成22年 8月17日 揭示済)

天理市公告第29号

国土調査による地図及び簿冊の作成公告

天理市海知町地域内の土地について、国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査を行って地図及び簿冊を作成したから、同法第17条第1項の規定により公告する。

なお、当該地図及び簿冊は、下記のとおり一般の閲覧に供する。

平成22年 8月17日

天理市長 南 佳 策

記

- 1 地図及び簿冊の名称 天理市海知町地籍図及び天理市海知町地籍簿
- 2 地図は、平成22年 3月測量、簿冊は、平成21年12月 9日現在の状況により作成したものである。
- 3 閲覧期間 平成22年 8月17日から
平成22年 9月 6日まで 21日間
- 4 閲覧場所
 - (1) 天理市役所 3階 332会議室
平成22年 8月17日から平成22年 8月19日まで
平成22年 8月22日から平成22年 9月 6日までの期間
(但し、土曜日、日曜日を除く。)
 - (2) 海知町公民館
(平成22年 8月20日及び平成22年 8月21日)
- 5 閲覧の結果、誤り等があると認められた場合は、上記の閲覧期間内に、当該調査を行ったものに対し、訂正の申出をすることができる。
- 6 誤り等の訂正等の申出は、書面によることとなっているので、各自印鑑を持参すること。
- 7 誤り等訂正申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。
- 8 閲覧は、期間中毎日午前 9時から午後 4時までの間とする。

(平成22年 8月27日 揭示済)

天理市公告第30号

国土調査による地図及び簿冊の作成公告

天理市武蔵町地域内の土地について、国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査を行って地図及び簿冊を作成したから、同法第17条第1項の規定により公告する。

なお、当該地図及び簿冊は、下記のとおり一般の閲覧に供する。

平成22年 8月27日

天理市長 南 佳 策

記

- 1 地図及び簿冊の名称 天理市武蔵町地籍図及び天理市武蔵町地籍簿
- 2 地図は、平成22年 3月測量、簿冊は、平成21年11月27日現在の状況により作成したものである。
- 3 閲覧期間 平成22年 8月27日から
平成22年 9月16日まで 21日間
- 4 閲覧場所
(1) 天理市役所 3階 332会議室
〔平成22年 8月27日から平成22年 9月 9日まで
平成22年 9月12日から平成22年 9月16日までの期間〕
(但し、土曜日、日曜日を除く。)
(2) 武蔵町公民館
(平成22年 9月10日及び平成22年 9月11日)
- 5 閲覧の結果、誤り等があると認められた場合は、上記の閲覧期間内に、当該調査を行ったものに対し、訂正の申出をすることができる。
- 6 誤り等の訂正等の申出は、書面によることとなっているので、各自印鑑を持参すること。
- 7 誤り等訂正申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。
- 8 閲覧は、期間中毎日午前 9時から午後 4時までの間とする。

教育委員会

(平成22年 8月19日揭示済)

天教告示第11号

平成22年 9月 1日午前10時00分から 9月定例教育委員会を天理市役所に招集する。

平成22年 8月19日

天理市教育委員会
委員長 北田 良嗣

農業委員会

(平成22年 8月30日揭示済)

天農委告示第 9号

平成22年 9月 7日午後 2時から、下記事項を付議するため天理市農業委員会を天理市役所に招集する。

平成22年 8月30日

天理市農業委員会
会長 森 田 周 作

記

- 議案第 1号 農地法（昭和27年法律第229号）第3条に関する許可申請について
議案第 2号 農地法第5条に関する許可申請について
議案第 3号 その他
相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について
市街化区域の専決処分について（報告）

選挙管理委員会

(平成22年 8月11日揭示済)

天選告示第19号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項及び第30条の7第1項の規定により、平成22年 9月 3日から同月 7日までの間、縦覧に供する選挙人名簿に登録した者の氏名及び住所等を記載した書面並びに在外選挙人名簿に登録した者の氏名及び経由領事官の名称等を記載した書面の縦覧場所は、次のとおりである。

平成22年 8月11日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀 内 靖 介

縦覧場所 天理市川原城町605番地 天理市役所内 天理市選挙管理委員会事務局

(平成22年 9月 2日 掲示済)

天選告示第20号

平成22年 9月 2日現在における地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成22年 9月 2日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内 靖介

50分の1の数 1,071人
6分の1の数 8,921人
3分の1の数 17,842人

公営企業

(平成22年 8月 4日 掲示済)

天理市上下水道局管理規程第30号

天理市水道水源保護条例施行規程(平成14年 6月天理市水道局管理規程第6号)の一部を次のように改正する。

平成22年 8月 4日

天理市上下水道事業管理者
中谷 博

別表環境基準の項中

「	1,1-ジ・クロロフェン	1リットルにつき0.02ミリグラム以下	を
」			
「	1,1-ジ・クロロフェン	1リットルにつき0.1ミリグラム以下	に、
」			
「	ダ・イキソ類	1リットルにつき1ピコグラム - TEQ以下	を
」			
「	ダ・イキソ類	1リットルにつき1ピコグラム - TEQ以下	に改める。
」	1,4-ジ・オキソ	1リットルにつき0.05ミリグラム以下	

附 則

この規程は、平成22年 8月 4日から施行する。

(平成22年 8月25日 掲示済)

天理市上下水道局管理規程第31号

天理市上下水道局職員就業規則(平成13年 3月天理市水道ガス局管理規程第7号)の一部を次のように改正する。

平成22年 8月25日

天理市上下水道事業管理者
中谷 博

第24条の2第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。)」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 管理者は、3歳に満たない子のある職員が、管理者の定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)をさせてはならない。

別表第3第14号中「又は」を「若しくは」に改め、「世話」の次に「又は疾病の予防を図るために必要

なものとして管理者が定めるその子の世話」を、「5日」の次に「（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）」を加え、同表中第22号を第23号とし、第15号から第21号までを1号ずつ繰り下げ、第14号の次に次の1号を加える。

15 負傷、疾病又は老齢により管理者が定める期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者（以下この号において「要介護者」という。）の介護その他の世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当である認められる場合	1の年において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間
---	---

様式第13号を次のように改める。

様式第13号 (第35条関係)

所 属 長

病気休暇・特別休暇承認請求 (申出・届出) 書

年 月 日

天理市上下水道事業管理者 様

所 属 _____

職・氏名 _____

次のとおり病気休暇・特別休暇を請求 (申出・届出) します。

休暇の種類	<input type="checkbox"/> 病 気 休 暇	<input type="checkbox"/> 特 別 休 暇
期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで	
	日 時間	
理 由		
備 考	<p>※ 忌引の場合 死亡者氏名 _____ 続柄 _____ 死亡年月日 年 月 日</p> <p>※ 子を育てる場合 子の氏名 _____ 子の生年月日 年 月 日 休暇の時間帯 午前 _____ 午後 _____</p> <p>※ 子の看護をする場合 子の氏名 _____ 子の生年月日 年 月 日 上記以外に看護すべき子 (有 ・ 無)</p> <p>※ 要介護者の介護をする場合 要介護者の氏名 _____ 職員との続柄 (同居 ・ 別居) _____ 介護が必要となった時期 年 月 日 要介護者の状態 [_____]</p>	

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成22年 9月 1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現に改正前の天理市上下水道局職員就業規則に基づき提出された申出又は届出は、改正後の規程の規定に基づき提出された申出又は届出とみなす。

(平成22年 9月 1日 掲示済)

天理市上下水道局告示第14号

天理市指定給水装置工事事業者の指定について

平成22年 9月 1日付をもって下記の者を天理市指定給水装置工事事業者として指定したので告示する。

平成22年 9月 1日

天理市上下水道事業管理者
中 谷 博

天理市指定給水装置工事事業者

商 号 三水管工

代表者 小谷 義孝

住 所 奈良市鶴舞西町 2 26 317号

(平成22年 9月 1日 掲示済)

天理市上下水道局公告第 5 号

一般競争入札について

業務委託の請負について、次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」といいます。)第167条の6第1項及び天理市上下水道局会計規程(平成13年3月水道ガス局管理規程第14号)第5条第1項の規定により次のとおり公告します。

なお、この業務は、予定価格及び最低制限価格の事前公表を行う設計業務委託です。

平成22年 9月 1日

天理市上下水道事業管理者
中 谷 博

第 1 競争入札に付する事項

(1) 業務委託名 耐震補強基幹管路改良工事(7)設計業務委託

(2) 業務委託場所 天理市豊井町地内

(3) 業務概要 配水管設計 開削工法設計延長L=500m 口径 300mm
測量業務 縦断測量L=0.5km 横断測量L=0.5km

(4) 業務委託期間 平成23年 3月10日まで

第 2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次の条件をすべて満たしていること。

(1) 天理市上下水道事業管理者(以下「管理者」といいます。)に入札参加資格審査申請書(測量及び建設コンサルタント等委託業務)を提出している者のうち業種名が土木の資格を有する者であって、次の(2)から(10)に掲げる条件をすべて満たし、かつ、第3の2に定める競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

(2) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 競争入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料(以下「競争入札参加資格確認申請書等」といいます。)提出期限の日から入札の日までの期間に指名停止措置(以下「指名停止」といいます。)を受けていない者であること。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」といいます。)に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」といいます。)第30条に規定する更生手続開始の申立てを含みます。)をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。)を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

(5) 平成12年 3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号)附則第2条の規定による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

(6) 平成12年 4月 1日以降に民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかったものとみなします。

- (7) 公告日現在において、奈良県内に主たる営業所又は従たる営業所（主たる営業所から本市との業務契約について、一切の権限を委任されている営業所）を有する者であること。
- (8) 過去に公共団体の発注する口径 300mm以上のNS形ダクタイル鋳鉄管での配水管設計業務を延長500m以上かつ、口径 100mm以上の仮設配管、給水工事設計を元請で履行した実績のある者であること。
- (9) 次の条件をすべて満たす技術者を配置できること。
管理技術者として、技術士（上下水道部門（選択科目を上水道及び工業用水道とする者に限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を上水道及び工業用水道とする者に限る。））の資格所得者
照査技術者として、技術士（上下水道部門（選択科目を上水道及び工業用水道とする者に限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を上水道及び工業用水道とする者に限る。））又はRCCM（上水道及び工業用水道部門）の資格所得者
管理技術者、照査技術者は、入札の申込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者
- (10) 過去2年間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と建設コンサルタント委託業務を契約金額300万円から1000万円までの範囲で2回以上にわたって締結し、かつ、これらすべて誠実に履行した者であること。

第3 入札手続等

1 入札説明書の交付期間及び交付場所等

- (1) 交付期間 平成22年9月1日（水）から同年9月15日（水）まで（土曜日及び日曜日を除きます。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時まで除きます。）
- (2) 交付場所 〒632 8558 天理市川原城町600番地10 天理市上下水道局 給水課 工務二係
電話番号 0743 63 1001 内線 819
- (3) 費用 無償とします。

2 競争入札参加資格の確認

この業務の入札に参加しようとする者は、競争入札参加資格確認申請書等を次のとおり管理者に提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

- (1) 提出期間 平成22年9月1日（水）から同年9月15日（水）まで（土曜日及び日曜日を除きます。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時まで除きます。）
- (2) 提出場所 1の(2)に同じ。
- (3) 提出部数 各1部
- (4) 提出方法 持参に限ります。
- (5) 作成及び提出に係る費用 申請者の負担とします。

3 設計図書等の貸与

申請書及び資料の提出した者に対し、設計図書等を貸与します。

- (1) 日時 平成22年9月1日（水）から同年9月15日（水）まで（土曜日及び日曜日を除きます。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時まで除きます。）
- (2) 場所 1の(2)に同じ。
- (3) その他 貸与を受けた設計図書等は10月7日（木）までに郵送又は持参で返還するものとします。

4 開札の日時等

- (1) 開札日時 平成22年10月6日（水）午前10時00分
- (2) 開札の場所 天理市川原城町600番地10 天理市上下水道局 2階会議室

5 入札の方法

- (1) 予定価格の105分の100の金額（以下「比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者であっても最低制限価格の105分の100の金額（以下「最低制限比較価格」という。）を下回った入札をした者は落札者となりません。
- (2) 比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とします。
- (3) 比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者が二人以上あるときは、施行令第167条の9の規定によるくじ引きにより決定した者を落札者とします。

6 入札書提出方法

- (1) 郵便又は持参とします。
- (2) 入札書は、封筒に入れて必ず封印して下さい。
- (3) 入札書の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書1通を入れ封かんし、表側に業務委託名及び入札者名を記載した上で、外封筒に入れ、一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により提出して下さい。

7 入札書到着期限

平成22年10月5日（火）午後5時（必着）（期限をすぎて提出されたものは無効とします。）

第4 その他

1 入札保証金

- 免除します。
- 2 契約保証金
免除します。
- 3 入札の無効
次に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。
(1) 競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札である場合。
(2) 入札書の記入内容に不備(記名・押印のないもの、入札価格が読みとれないもの及び訂正してあるもの等)がある場合。
(3) 最低制限価格の105分の100の金額に満たない入札である場合。
(4) 当該入札において、適正な入札の執行ができないと認められた場合。
(5) 当該入札において、談合等の不正があったと当局が判断した場合は、無効とする措置を行う場合があります。
(6) その他入札に関する条件に違反した場合。
なお、管理者により競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札の日までの間に指名停止を受けた者等開札時点において第2に掲げる資格の無い者の行った入札は無効とします。
- 4 契約の不締結
落札決定後、契約締結までの間に、落札者が入札参加資格の制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しません。
- 5 予定価格の額及び最低制限価格の額
(1) この業務委託の予定価格は、4,385,850円(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)です。
(2) この業務委託の最低制限価格は、3,078,600円(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)です。
- 6 詳細は、入札説明書によります。